

青 運 輸 第 4 7 3 号
令和 8 年 1 0 月 1 日

公益社団法人青森県トラック協会 会長 殿

東北運輸局青森運輸支局長
(公印省略)

「自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反
行為に対する行政処分基準」の一部改正について

「自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反に対
する行政処分基準」(平成27年6月8日付け公示第3号)の一部を別添新旧対照表
のとおり改正したので了知するとともに、貴協会傘下の会員事業者に対し周知願いま
す。



公 示

公示第5号

自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車 運送事業法違反行為に対する行政処分基準

道路運送法（以下「法」という。）又は貨物自動車運送事業法（以下「事業法」という。）違反について、法第81条第1項の規定に基づく、自動車の使用禁止等の行政処分を行なう場合の基準は、次のとおりとする。

1. 行政処分の種類は、自動車の使用制限又は使用禁止とする。
2. 初違反、再違反及び再々違反に対しては、原則として別表に定める行政処分を行なうものとする。
また、4回以上の累違反に対しても再々違反の処分値を適用するものとする。
この場合、再違反及び再々違反並びに累違反とは、初違反に対する行政処分の日から起算して3年以内に同一条項に違反したものをいう。
3. 行政処分は、ひん度にかかわらず一違反一処分とする。
また、特に事情がある場合には軽減することができる。なお、特に事情がある場合とは、違反の内容が偶発的と認められる場合とする。
4. 自動車の使用を禁止する場合には、法第81条第2項で準用する法第41条第1項の規定に基づき、当該自動車の自動車検査証の返納を命ずるとともに、当該自動車の自動車登録番号標（軽自動車にあつては、車両番号標）の領置を受けるべきことを命ずるものとする。

附 則

この基準は、平成22年3月1日以降に違反事実を確認したものから適用する。

附 則

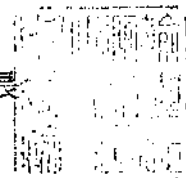
- 1 この基準は、平成27年7月1日以降に違反事実を確認したものから適用する。
- 2 平成27年6月30日以前に確認された違反事実については、改正前の基準により行政処分を行うものとする。

附 則

- 1 この基準は、令和8年10月1日以降の違反行為から適用する。
- 2 令和8年9月30日までの違反行為については、改正前の基準により行政処分を行うものとする。

令和8年10月 1日

東北運輸局青森運輸支局長



別 表

処 分 基 準

適 用 条 項	初 違 反	再 違 反	再々違反
法第4条第1項 法第43条第1項 事業法第3条 事業法第35条第1項 事業法第36条第1項	120日に違反車両数を乗じた日車数で使用制限又は使用禁止	180日に違反車両数を乗じた日車数で使用制限又は使用禁止	180日に違反車両数を乗じた日車数で使用制限又は使用禁止
法第78条	80日に違反車両数を乗じた日車数で使用制限又は使用禁止	180日に違反車両数を乗じた日車数で使用制限又は使用禁止	180日に違反車両数を乗じた日車数で使用制限又は使用禁止
法第80条第1項	40日に違反車両数を乗じた日車数で使用制限又は使用禁止	80日に違反車両数を乗じた日車数で使用制限又は使用禁止	120日に違反車両数を乗じた日車数で使用制限又は使用禁止

「自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為に対する行政処分基準について」新旧対照表

新	旧
公示第 5 号 自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反<u>行為</u>に対する行政処分基準 道路運送法（以下「法」という。）又は貨物自動車運送事業法（以下「事業法」という。）違反について、法第 8 1 条第 1 項の規定に基づく、自動車の使用禁止等の行政処分を行<u>な</u>う場合の基準は、次のとおりとする。 - 行政処分の種類は、自動車の使用制限又は使用禁止とする。 <u>初違反、再違反及び再々違反</u>に対しては、原則として別表に定める<u>行政処分</u>を行<u>な</u>うものとする。 また、4 回以上の<u>累違反</u>に対しても<u>再々違反</u>の処分値を適用するものとする。 この場合、<u>再違反</u>及び<u>再々違反並びに累違反</u>とは、<u>初違反</u>に対する<u>行政処分</u>の日から起算して 3 年以内に同一条項に違反したものをいう。 - 行政処分は、ひん度にかかわらず一違反一処分とする。 また、特に事情がある場合には軽減することができる。なお、特に事情がある場合とは、違反の内容が偶発的と認められる場合とする。 - 自動車の使用を禁止する場合には、法第 8 1 条第 2 項で準用する法第 4 1 条第 1 項の規定に基づき、当該自動車の自動車検査証の返納を命ずるとともに、当該自動車の自動車登録番号標（<u>軽自動車にあっては、車両番号標</u>）の	公示第 3 号 自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反に対する行政処分基準 道路運送法（以下「法」という。）又は貨物自動車運送事業法（以下「事業法」という。）違反について、法 8 1 条第 1 項の規定に基づく、自動車の使用禁止等の行政処分を行う場合の基準は、次のとおりとする。 - 行政処分<u>等</u>の種類は、自動車の使用制限又は使用禁止とする。 <u>初犯、再犯及び再々犯</u>に対しては、原則として別表に定める<u>処分等</u>を行うものとする。 また、4 回以上の<u>累犯</u>に対しても<u>原則として再々犯</u>の処分値を適用するものとする。 この場合、<u>再犯</u>及び<u>累犯</u>とは、<u>再犯</u>に対する<u>処分等</u>の日から起算して 3 年以内に同一条項に違反したものをいう。 - 行政処分<u>等</u>は、ひん度にかかわらず一違反一処分とする<u>が、社会的影響の大きな事故を引き起こした場合等、必要と認められるときは、処分値を加重することができる。</u>また、特に事情がある場合には軽減することができる。 なお、特に事情がある場合とは、違反の内容が偶発的と認められる場合とする。 - 自動車の使用を禁止する場合には、法 8 1 条第 2 項で準用する法第 4 1 条第 1 項の規定に基づき、当該自動車の自動車検査証の返納を命ずるとともに、当該自動車の自動車登録番号標の領置を受けるべきことを命ずるものと

領置を受けるべきことを命ずるものとする。

附 則

この基準は、平成22年3月1日以降に違反事実を確認したものから適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成27年7月1日以降に違反事実を確認したものから適用する。
- 2 平成27年6月30日以前に確認された違反事実については、改正前の基準により行政処分を行うものとする。

附 則

- 1 この基準は、令和8年10月1日以降の違反行為から適用する。
- 2 令和8年9月30日までの違反行為については、改正前の基準により行政処分を行うものとする。

令和8年10月 1日

東北運輸局青森運輸支局長

する。

附 則

この基準は、平成22年3月1日以降に違反事実を確認したものから適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成27年7月1日以降に違反事実を確認したものから適用する。
- 2 平成27年6月30日以前に確認された違反事実については、改正前の基準により行政処分を行うものとする。

(新設)

平成27年 6月 8日

東北運輸局青森運輸支局長

別 表

処 分 基 準

適 用 条 項	<u>初 違 反</u>	<u>再 違 反</u>	<u>再々違反</u>
法第4条第1項 法第43条第1項 事業法第3条 事業法第35条第1項 事業法第36条第1項	<u>120日</u> に違反車両数を乗じた日車数で使用制限又は使用禁止	<u>180日</u> に違反車両数を乗じた日車数で使用制限又は使用禁止	180日に違反車両数を乗じた日車数で使用制限又は使用禁止
法第78条	<u>80日</u> に違反車両数を乗じた日車数で使用制限又は使用禁止	<u>180日</u> に違反車両数を乗じた日車数で使用制限又は使用禁止	<u>180日</u> に違反車両数を乗じた日車数で使用制限又は使用禁止
法第80条第1項	40日に違反車両数を乗じた日車数で使用制限又は使用禁止	80日に違反車両数を乗じた日車数で使用制限又は使用禁止	120日に違反車両数を乗じた日車数で使用制限又は使用禁止

別 表

処 分 基 準

適 用 条 項	<u>初 犯</u>	<u>再 犯</u>	<u>再々犯</u>
法4条第1項 法第43条第1項 事業法第3条 事業法第35条第1項 事業法第36条第1項	<u>60日</u> に違反車両数を乗じた日車数で使用制限又は使用禁止	<u>120日</u> に違反車両数を乗じた日車数で使用制限又は使用禁止	180日に違反車両数を乗じた日車数で使用制限又は使用禁止
法第78条 法第80条第1項	<u>40日</u> に違反車両数を乗じた日車数で使用制限又は使用禁止	<u>80日</u> に違反車両数を乗じた日車数で使用制限又は使用禁止	<u>120日</u> に違反車両数を乗じた日車数で使用制限又は使用禁止